

**【戸田市議会議員一般選挙】 最高裁判所が当選の効力  
に関する裁決の取消請求に対する判決をしたことについて  
(委員長談話)**

内 容 :

令和3年10月28日に最高裁判所に対し上告の提起がなされた令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における埼玉県選挙管理委員会による当選の効力に関する裁決取消請求について、最高裁判所が棄却の判決を下したことに伴い、戸田市選挙管理委員会委員長が次のとおり談話を発表しました。

**【戸田市選挙管理委員会 委員長談話】**

本日、最高裁判所において、当選の効力に関する審査申立てに関し、原告の埼玉県選挙管理委員会による裁決の取消請求を棄却とする旨の判決がありました。

これまでの戸田市選挙管理委員会の主張が認められたものと考えております。

戸田市選挙管理委員会といたしましては、引き続き選挙の適正な執行等の使命を全うしてまいります。

戸田市選挙管理委員会委員長 駒崎恭子

○問い合わせ(担当): 行政委員会事務局 選挙管理委員会担当 山本・山道

048 441 1800 (内線 6280)

令和4年3月4日発信

発信: 市長公室 広報・広聴担当

048 441 -1800(内線 438)